

(参考) 東日本大震災による避難者の住所の取扱いについて

東日本大震災により、やむを得ず避難先で生活を送るしかない状況にあり、かつ主観的な居住の意思が避難元市町村にあると認められる者については、当該避難元市町村から転出した場合を除き、当該避難元市町村に住所があるものとしている。